

本店竣工記念定期預金「つばさ」

令和5年10月24日現在

|   |   |
|---|---|
| 1. 商品名                                    | スーパー定期預金 本店ビル竣工記念定期預金 愛称：つばさ  |
| 2. 販売対象                                   | ・個人（個人事業主も含みます）及び法人<br>但し、既存定期預金からの預け替えはできません。  |
| 3. 預入期間                                   | ・1年もの自動継続扱い   |
| 4. 販売期間                                   | ・令和5年6月6日から令和6年3月29日<br>(但し、販売総額100億円到達時点で終了いたします。)   |
| 5. 販売総額                                   | ・総額100億円  |
| 6. 預入<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | ・一括預入（証書のみのお取り扱いといたします）<br>・100,000円以上5,000,000円以下（1顧客の上限は設けない）<br>・1円単位  |
| 7. 払戻方法                                   | ・満期日以降に一括して払戻します。   |
| 8. 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払方法<br>(3) 計算方法 | ・固定金利<br>・預入時の利率は、スーパー定期1年ものの店頭表示金利に0.20%上乗せします。<br>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。<br>・満期時に一括してお支払いします。<br>(ただし、中途解約時は下記11によります。)<br>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算                                 |
| 9. 税金                                     | ・個人の場合利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。<br>※平成25年（2013年）1月1日から令和19年（2027年）12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。<br>(ただし、マル優を利用する場合は除きます。)<br>・法人の場合、利息は総合課税となります。 |
| 10. 付加できる<br>特約事項                         | ・障がい者等（障がい者・遺族年金・寡婦年金等の受給者等）の方は、マル優の取扱いができます。   |
| 11. 中途解約時の<br>取扱い                         | ・当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、別表（後記）の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。   |
| 12. 金利情報の入<br>手方法                         | ・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージをご覧になるか、窓口にお尋ねください。   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 3. 苦情処理措置、紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置：本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間 9：00～17：00）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置：東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825、受付時間 9：00～17：00）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul> |
| 1 4. その他参考となる事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。<br/>預金保険によっておひとり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>  |

#### 中途解約利率

|      |                 |            |
|------|-----------------|------------|
| 預入期間 | 6 か月未満          | 解約日の普通預金利率 |
|      | 6 か月以上<br>1 年未満 | 約定利率×50%   |

(注) 小数点第4位以下切捨て